

## 契約の変更について

1. 件名 令和7年度 いわぬま地元応援割増商品券販売事業
2. 履行場所 岩沼市桜一丁目 外 地内
3. 現契約代金額 一金 91,544,325 円也
4. 変更契約代金額 一金 89,192,253 円也
5. 現契約代金額 減額 一金 2,352,072 円也  
に対する比較 (うち消費税及び地方消費税額 一金 135,779 円也)
6. 現完了期日 令和8年3月31日
7. 変更完了期日 現完了期日のおり
8. 変更契約日 令和8年3月23日
9. 受注者 株式会社日専連ライフサービス  
代表取締役社長 菅原 亨
10. 変更理由 次頁のおり

発注担当課 市民経済部 産業振興課

## 変更理由書

本業務は、令和7年度いわぬま地元応援割増商品券販売事業に係る委託業務であるが、事業終了に伴い実績額が確定したため、原仕様書6(4)、(5)に基づき減額変更を行うもの。

## 令和7年度 いわぬま地元応援割増商品券販売事業 仕様書（抜粋）

### 6. 委託料

- (1)業務開始以降について、本業務の実施に係る一切の経費（人件費、消耗品費、通信運搬費等）は契約料に含むこと。また、経費支出における見積書、契約書、請求書等の支出関連帳票は、市からの照会に対応するため、本業務を完了又は中止した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2)受託者は、本業務の委託料のうち商品券のプレミアム負担分7,000万円を前払金として請求することができる。
- (3)(2)に掲げる経費の他、業務遂行上特に必要と認められる経費については、市長の判断により前金払の対象経費として認める場合がある。該当する経費については、市と事前に協議のうえ承認を得ること。
- (4)市は、商品券の販売手数料及び振込手数料、通信運搬費等の数量が確定しないものに関しては実績に応じて支払うこととし、それに伴う変更契約は別途締結する。
- (5)委託料のうち換金に充てられなかった売上金及びプレミアム負担分は、本仕様書6(4)の変更契約において委託料と相殺した上で、残額が生じた場合は市に返還すること。